

学 則

1 事業者の名称及び所在地	社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会 〒259-1131 伊勢原市伊勢原 2-7-31 伊勢原シティプラザ 1 階
2 研修事業の名称	伊勢原市社会福祉協議会介護職員初任者研修通学課程
3 研修課程及び形式	介護職員初任者研修課程 (<u>通学</u> 通信)
4 開講の目的	介護職員として必要な知識及び技術を習得し、適切なサービスを提供できる人材を育成し人材の確保に努め、地域社会に貢献することを目的とする。
5 研修責任者、研修コーディネーターの氏名、研修担当部署、研修担当者及び連絡先	研 修 責 任 者 小林 幹夫 研修コーディネーター 柏木 郁子・中野 陽子 研修担当部署 伊勢原市社会福祉協議会 生活支援係 研 修 担 当 者 伊勢原市社会福祉協議会 生活支援係 中野陽子 所 在 地 伊勢原市伊勢原 2-7-31 伊勢原シティプラザ 1 階 電 話 番 号 0463-94-9600
6 受講対象者(受講資格)及び定員	・満 18 才以上で伊勢原市在住の方 ・修了後、訪問介護事業所、介護施設等への就労を希望する方 ・心身ともに健康で研修の全日程を受講することができる方 ・その他本会が当研修受講者として適当と認めた方 定員 18 人
7 募集方法（募集開始時期・受講決定方法を含む。）、受講手続及び本人確認方法	・開講日の約 2 か月前から募集開始し、本会ホームページへの掲載、本会事務局で募集案内を配布 ・申込書の提出により手続 ・本人確認は研修初日までに各種公的証明書の原本確認とコピーの提出により行う。 ※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、住民票など、公的機関の発行する証明書
8 受講料、テキスト代 その他必要な費用	37,000 円 (内訳) 受講料 37,000 円(テキスト代 6,600 円を含む。) ※研修にかかる交通費、食事代等は受講者の負担となります。
9 研修カリキュラム	別添様式 3 のとおり
10 通信形式の場合 ・その実施方法 ・添削指導及び面接指導の実施方法 ・評価方法及び認定基準 ・自宅学習中の質疑等への対応方法	通信形式は実施しない。
11 研修会場(名称及び所在地)	①伊勢原市社会福祉協議会会議室 伊勢原市伊勢原 2-7-31 伊勢原シティプラザ 1 階 ②伊勢原シティプラザ ふれあいホール、研修室、記帳指導室、 婦人部活動室、青年部活動室 伊勢原市伊勢原 2-7-31 伊勢原シティプラザ 1 階、3 階、4 階

12 使用テキスト(副教材を含む。)	(株)日本医療企画 介護職員初任者研修テキスト
13 研修修了の認定方法(習得度評価方法を含む。)	(1) 技術演習における習得度評価 「こころとからだのしくみと生活支援技術」の次の項目について、各演習時間内で技術習得度の評価を行う。チェックリストによりA～Dの区分で評価を行い、⑥～⑪はB以上の者を、⑭ではAの者を一定レベルに達している者とする。 ⑥整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑦移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑧食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑨入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑩排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑪睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑭総合生活支援技術演習 (評価区分) A：基本的な介護(介助)ができている B：基本的な介護(介助)がおおむねできている C：指導すればできる D：全くできない (2) 全教科の修了時に、60分の筆記試験による修了評価を実施する。 次の評価基準によりC以上が評価基準を満たしたものと認定する。 A=90点以上 B=80点～89点 C=70～79点 D=70点未満 (3) 全カリキュラムに出席し、上記(1)(2)において認定基準を満たした者に対し、修了証明書を発行する。 (4) 修了評価試験で基準以下のときの取扱い 担当講師の補習の上、再試験を実施する。 補習は1時間につき 1,500円 再試験 2,000円 (5) 筆記再試験においてなお基準以下の場合、修了証明書は発行されない。
14 欠席者の取扱い(遅刻・早退の扱いを含む。)及び補習の取扱い(実施方法及び費用等)	(1) 原則10分以上の遅刻・早退は欠席とする。 (2) 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められるものについては、補習を行う。 補習の実施は、本会において実施する個別の補習授業の受講、又は他の事業者が行う同研修を受講することにより行う。 (3) 補習は1時間につき1,500円を受講者負担とする。
15 科目免除の取扱いとその手続の方法	「介護に関する入門的研修」修了者については、以下の科目を免除する。 受講料については、免除なし。 (基礎・入門講座修了者) 3 介護の基本 ①介護職の役割、専門性と多職種の連携 ②介護職の職業倫理 ③介護における安全の確保とリスクマネジメント ④介護職の安全 6 老化の理解 ①老化に伴うこころとからだの変化と日常 ②高齢者と健康

	7 認知症の理解 ①認知症を取り巻く状況 ②医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 ③認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ④家族への支援 8 障害の理解 ①障害の基礎的理解 ②障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的理解 ③家族の心理、かかわり支援の理解
16 解約条件及び返金の有無	受講者からのキャンセル 開講日の1週間前から開講日の前日まではテキスト料金相当額と振込手数料を差し引いた受講料金を返金する。開講日以降は受講料の全額を返金しない。 本会からのキャンセル 授業態度不良等による退校処分の場合は、受講料の返金はしない。
17 情報開示の方法(ホームページアドレス等)	本会のホームページにおいて、次の内容を情報開示する。 (1) 研修機関情報 事業者名、事業所所在地、代表者名、研修機関名称、研修機関所在地、理念、学則、研修施設・設備概要 (2) 研修事業情報 対象、研修のスケジュール、定員、指導者数、研修受講までの流れ、費用、留意事項、科目名シラバス、科目別担当教官名、修了評価の方法など (3) 講師情報：名前、略歴、現職、資格 (4) 実績情報：過去の研修実施回数、参加人数 (5) 連絡先等：申込・問合せ先、事業者の苦情対応者・連絡先等
18 受講者の個人情報の取り扱い	受講者の個人情報については、本研修業務の適切な運営に使用する。 なお、修了者名簿は、介護保険法施行令第3条第2項イの規定により県に提出する。
19 修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い	亡失・き損した場合は、受講者本人の申請により再交付する。 手数料 無料（ただし、修了証明書郵送用の120円切手を申請書に添えて提出すること。）
20 その他研修実施に係る留意事項	退校処分の取扱い (1) 学習意欲に著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者 (2) 研修の秩序を乱し、他の受講生の事業の妨げとなる行為をした者